

【遺言書作成の必要性 チェックリスト】

チェック	タイトル	内容
<input type="checkbox"/>	妻(夫)はいるが子供はいない	妻(夫)の法定相続分は4分3であり、4分の1を被相続人の兄弟(兄弟が亡くなっている場合はおい、めい)が取得してしまいます。妻(夫)に自宅不動産を残すためには遺言書が必要です。遺言書がないと、兄弟との共有になってしまいます。兄弟に遺留分はありませんので、妻が遺留分減殺請求を受けることはありません。
<input type="checkbox"/>	妻(夫)も子供もいない	両親が亡くなっている場合、財産は兄弟(兄弟が亡くなっている場合はおい、めい)のものとなります。兄弟には遺留分がありませんので、遺言書を作成することにより、すべての財産を自分の思いどおり処分できます。兄弟もおらず、相続人が誰もいない場合、遺言書を残していないと、財産は基本的にすべて国のものになってしまいます。
<input type="checkbox"/>	内縁の妻(夫)がいる	内縁の妻(夫)には相続権がありません。内縁の妻(夫)に財産を残すには遺言書が必要です。
<input type="checkbox"/>	先妻(先夫)との間に子供がいる	先妻(先夫)の間にも、後妻(夫)の間にも子供がいる場合、感情的な軋轢からトラブルになることが多いといえます。
<input type="checkbox"/>	子供の妻(夫)に与えたい	介護など老後の世話になったとしても、子供の妻や夫には相続権はありません。感謝の気持ちを示すべく財産を残すためには、遺言書を作成する必要があります。
<input type="checkbox"/>	妻(夫)や子供のほかに財産を与えたい人がいる	法定相続人以外に財産を与えたい場合には、遺言書を作成する必要があります。
<input type="checkbox"/>	この子には多く財産を与えたい	特に世話になった場合、期待をかけたい場合、病弱で経済力が乏しい場合等、複数いる子供の中の特定の子に対し多く財産を与えたい場合には、遺言書を作成する必要があります。
<input type="checkbox"/>	介護が必要な家族がいる	認知症の母親、障害を持っている子供等、介護が必要な家族がいる場合、例えば、介護の義務を負担させることを条件に財産を渡すとの負担付遺贈の遺言書を作成する方法が考えられます。
<input type="checkbox"/>	家族、親族の仲が悪い	遺言書で意思を明確にしておくことにより、トラブルの防止が期待できます。
<input type="checkbox"/>	財産の大半が自宅不動産である	不動産は、現金などとは違い、分けることが難しい財産です。自宅を売却して売却代金を分けるのか、売却しない場合にいずれの相続人が取得するのか、ほかの相続人は代わりに何を取得するのか、遺言書で決めておくべきです。
<input type="checkbox"/>	会社を経営している	会社の株式は、基本的に1人の後継者に承継させるべきです。株式が細分化されてしまうと、経営の安定性が損なわれてしまいます。
<input type="checkbox"/>	資産家である	どの財産を誰に相続させるか、遺言書に記しておくことが望ましいです。